

日本版ライドシェア、公共ライドシェア等について

関東運輸局
自動車交通部 旅客第二課
令和6年10月2日

国土交通省「交通空白」解消本部の設置

- 全国各地で、タクシー、乗合タクシー、日本版ライドシェアや公共ライドシェア等を地域住民や来訪者が使えない「交通空白」の解消に向けて早急に対応していくため、国土交通省「交通空白」解消本部を設置した（令和6年7月17日）。
- 当該本部のもと、自治体・交通事業者とともに、「交通空白」の解消に向けた取り組みを進める。

国土交通省「交通空白」解消本部

目的

- **地域の足対策**
全国の自治体において、タクシー、乗合タクシー、日本版ライドシェアや公共ライドシェア等（以下、タクシー等という）を地域住民が利用できる状態を目指す。
- **観光の足対策**
主要交通結節点（主要駅、空港等）において、タクシー等を来訪者が利用できる状態を目指す。

構成員

- 本部長** 国土交通大臣
 - 本部長代行** 副大臣及び大臣政務官
 - 副本部長** 事務次官、技監及び国土交通審議官
 - 本部員** 官房長、公共交通政策審議官、鉄道局長、物流・自動車局長、海事局長、港湾局長、航空局長、観光庁長官、地方運輸局長等
- ※事務局：総合政策局 公共交通政策部門、物流・自動車局及び観光庁

取組事項とスケジュール

- ① **日本版/公共ライドシェアの取組に未着手の自治体（約600）への伴走支援** → 約600自治体においてタクシー等を利用可能に
※日本版/公共ライドシェアを実施済み/実施に向けて準備中の約1100自治体を除く自治体
- ② **主要交通結節点（約700）の2次交通アクセス向上支援** → 約700交通結節点においてタクシー等を利用可能に
R6.9 特に先行的に解決する必要性が高い自治体や交通結節点において、「交通空白」解消に向けた方策が実施／準備されていることを目指す→公表
R6.12 上記以外の自治体・交通結節点において、「交通空白」解消に向けた方策が実施／準備されていることを目指す →公表
- ③ **「日本版ライドシェア」や「公共ライドシェア」のバージョンアップと全国普及**
R6.9 バージョンアップ 第1弾のとりまとめ（天候・大規模イベント等への対応等）
R6.12 バージョンアップ 第2弾のとりまとめ（新たなダイナミックプライシングなどの運賃料金の多様化等）

開催状況

- R6.7.17 第1回「交通空白」解消本部
- R6.8.7 第1回「交通空白」解消本部 幹事会
- R6.9.4 第2回「交通空白」解消本部

「地域の足」「観光の足」対策について

- 全国各地で、タクシー、乗合タクシー、日本版ライドシェアや公共ライドシェア等を地域住民や来訪者が使えない「交通空白」の解消に向けて早急に対応していくため、国土交通省をあげて、自治体・交通事業者とともに取り組みを進める。

「地域の足」対策

- 全国の自治体において、タクシー、乗合タクシー、日本版ライドシェアや公共ライドシェア等（以下、タクシー等という）を地域住民が利用できる状態を目指す。

※うち1100自治体については日本版/公共ライドシェアを実施済/実施に向けて準備中

日本版/公共ライドシェアの実施意向のない自治体への伴走支援

↓
タクシー等を利用可能に

「観光の足」対策

- 主要交通結節点（主要駅、空港等）において、タクシー等を来訪者が利用できる状態を目指す。

主要交通結節点の2次交通アクセス向上支援

↓
タクシー等を利用可能に

スケジュール

本年7月～：全国の実態把握、伴走支援

本年9月頃：一定の集約

「交通空白」解消に向けた方策

地域の足対策

○日本版/公共ライドシェアの取組に未着手の自治体への伴走支援

【取組の例】

- ・タクシーの利便性向上（ドライバーの増加、営業区域の柔軟な運用など）
- ・乗合タクシーの更なる普及促進
- ・日本版ライドシェアや公共ライドシェアを導入
- ・自治体とタクシー事業者が公共ライドシェアを共同で運営

観光の足対策

○主要交通結節点の2次交通アクセス向上支援

【取組の例】

- ・交通結節点へのタクシー等の計画的な配車
- ・一次交通事業者の協力も含めたタクシー等の予約環境の整備（特急列車車内や航空機搭乗時におけるタクシー等の予約サービスの実施等）
- ・タクシー等のサイネージ、案内の掲出
- ・乗合タクシーの更なる普及促進、日本版ライドシェアや公共ライドシェアの導入

日本版ライドシェア等のバージョンアップと全国普及

○バージョンアップ第1弾

- ・天候、大規模イベント等への対応
- ・台数制限の緩和
- ・貨客混載、協議運賃の導入
- ・5%ルールの適用時間拡大
- ・マッチング率の算定方法合理化

○バージョンアップ第2弾

- ・新たなダイナミックプライシングなど運賃料金の多様化
 - ・タクシー以外の運送事業者（バス、鉄道等）の参入促進
- ※交通政策審議会自動車部会にて検討

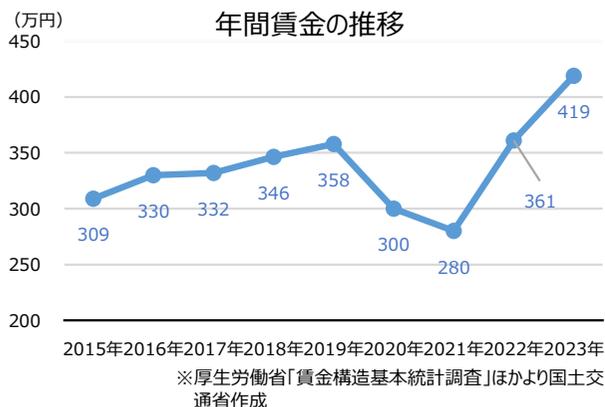
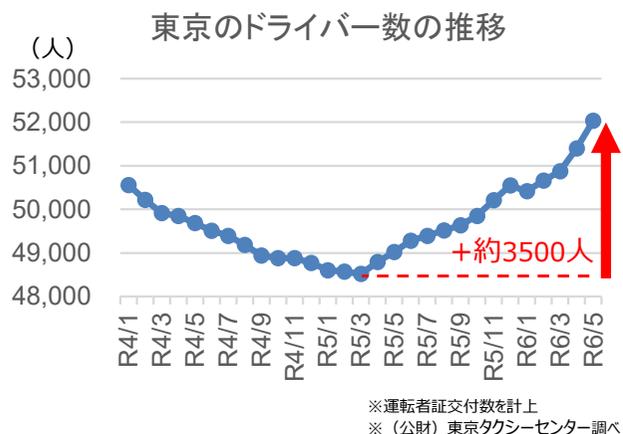
道路運送法の法体系について

区分	種類	種別	運行の態様別	代表的な運行形態
旅客自動車運送事業 (法 § 2)	一般旅客自動車運送事業 (法 § 3)	一般乗合旅客自動車運送事業 (法 § 4)	路線定期運行 (省 § 3の3)	・路線バス ・高速バス ・コミュニティバス ・乗合タクシー
			路線不定期運行 (省 § 3の3)	・コミュニティバス ・乗合タクシー ・デマンド型交通
			区域運行 (省 § 3の3)	
		一般貸切旅客自動車運送事業(法 § 4)	・貸切バス	
		一般乗用旅客自動車運送事業(法 § 4)	・タクシー	
	特定旅客自動車運送事業(法 § 43)		・工場従業員等の送迎バス	
国土交通大臣の許可を受けた場合等における、貸切バス事業者、タクシー事業者による乗合旅客の運送 (法 § 21)				・鉄道代行バス ・イベント送迎シャトルバス ・自治体の要請による実証運行
自家用自動車による 有償の旅客運送 (法 § 78)	自家用有償旅客運送(法 § 79)	交通空白地有償運送(省 § 51)		・交通空白地有償運送 (自治体バス)
		福祉有償運送(省 § 51)		・福祉有償運送
	国土交通大臣の許可を受けて行う運送(法 § 78)		・幼稚園バス	日本版ライドシェア
	災害のため緊急を要するときに行う運送(法 § 78)			

タクシーの供給力の確保

- 運賃改定の実施により、タクシー運転手の給与が上昇するなど待遇改善が進み、運転者数は増加傾向。
- 観光地のタクシー不足に対応するため、他の営業区域からの応援や、複数のタクシー事業者が連携して行う乗合タクシーの運行等を実施。
- タクシー事業に係る規制緩和として、地理試験を廃止（R6.2）、研修期間の要件を撤廃（R6.3）。

タクシードライバーの増加



観光地のタクシー不足対応



▶ 北海道ニセコエリアに、営業区域外の車両・ドライバーを派遣



▶ JR京都駅から金閣寺までの間で乗合タクシーを運行

タクシー事業に係る規制緩和



法令等 ~~地理~~

▶ 地理試験を廃止
(令和6年2月省令改正済み)



▶ 研修期間の要件を撤廃
(令和6年3月省令改正済み)

道路運送法第78条

自家用自動車を使用した有償運送としては、従前より道路運送法第78条第2号に基づく「自家用有償旅客運送（交通空白地有償運送／福祉有償運送）」がありましたが、地域交通の「担い手」や「移動の足不足」といった深刻な社会問題に対応するため、「デジタル行財政改革 中間とりまとめ」（令和5年12月20日デジタル行財政改革会議決定）において、現状のタクシー事業では不足している移動の足を、タクシー事業者の管理の下で、地域の自家用車や一般ドライバーを活用することで補う新たな仕組みを創設することが決定されました。

（道路運送法）

第七十八条 自家用自動車（事業用自動車以外の自動車をいう。以下同じ。）は、次に掲げる場合を除き、有償で運送の用に供してはならない。

一 災害のため緊急を要するとき。

二 市町村（特別区を含む。）、特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二条第二項に規定する特定非営利活動法人その他国土交通省令で定める者が、**次条の規定により地域住民又は観光旅客その他の当該地域を来訪する者の運送その他の国土交通省令で定める旅客の運送（以下「自家用有償旅客運送」という。）を行うとき。**

三 **公共の福祉を確保するためやむを得ない場合において、国土交通大臣の許可を受けて地域又は期間を限定して運送の用に供するとき。**

自家用有償旅客運送 （道路運送法第78条第2号）

- ◆ **地方公共団体**の主宰する「地域公共交通会議」等で、関係者間で協議が調った場合に導入。
- ◆ **市町村、NPO法人等**が実施。（タクシー事業者も実施に協力可能）
- ◆ **交通空白地有償運送は乗車定員規定なし**。福祉有償運送は乗車定員10人以下。

自家用車活用事業 （道路運送法第78条第3号）

- ◆ **国土交通省が指定**する、『タクシーが不足する地域、時期及び時間帯』で導入。
- ◆ **法人タクシー事業者**（一般乗用旅客自動車運送事業の許可を受けている者）が地域の自家用車や一般ドライバーを活用して実施。
- ◆ 乗車定員**10人以下**。

自家用有償旅客運送（道路運送法第78条第2号関係）

自家用有償旅客運送は、道路運送法に基づき、地域住民等の生活に必要な旅客輸送を確保するため、**一般旅客自動車運送事業者によることが困難であり、地域の関係者が必要であるとして協議が調った場合**に、一定の要件を満たした市町村や特定非営利活動法人等による**自家用自動車を使用した有償（※）旅客運送**を登録制度の下で可能とし、輸送の安全及び旅客の利便の確保を図ること等を目的とするものです。

（※）実費の範囲内であり、営利とは認められない範囲。

○実費の範囲

区域を定めて行う自家用有償旅客運送の対価は、近隣のタクシー運賃の約8割を目安とすることとされている。

- ・旅客の運送に要する燃料費や人件費等の実費の範囲内であると認められること。
- ・合理的な方法により定められ、かつ、旅客にとって明確であること。

自家用有償旅客運送の種類

交通空白地有償運送 （住民等のための「自家用有償旅客運送」）

バス・タクシー事業者のサービス提供が困難な地域において、**地域住民、観光旅客その他の来訪者**の運送を行うもの

- 「路線」又は「区域」を設定
- 乗車定員規定なし



福祉有償運送 （身体障害者等のための「自家用有償旅客運送」）

タクシーその他の公共交通機関を利用することが困難な身体障害者等であって、市町村に会員登録を行った者等の輸送を行うもの

- 原則としてドア・ツー・ドアの個別輸送サービス（「区域」を設定）
- 乗車定員11人未満



自家用有償旅客運送を実施する者

- ・市町村
 - ・NPO法人
 - ・一般社団法人又は一般財団法人
 - ・（地方自治法に規定する）認可地縁団体
 - ・農業協同組合
 - ・消費生活協同組合
 - ・医療法人
 - ・社会福祉法人
 - ・商工会議所
 - ・商工会
 - ・労働者協同組合
 - ・営利を目的としない法人格を有しない社団
- ※道路運送法施行規則第48条参照

自家用有償旅客運送を実施する者には、必要な安全体制の確保（運行管理・整備管理の責任者の選任等）が求められます！



自家用有償旅客運送の登録の流れ

自家用有償旅客運送の登録は、以下の①②の流れで進めます。

①地域における関係者（※）の協議

【地域公共交通会議（旧「運営協議会」を含む）】

- ・自家用有償旅客運送の必要性、運送の区域、旅客から収受する対価に関する事項
- ・事業者協力型自家用有償旅客運送を行うか否かに関する事項
- ・その他自家用有償旅客運送に関し必要となる事項

※関係者：関係地方公共団体の長、バス・タクシー事業者及びその組織する団体、住民又は旅客、バス・タクシーの運転者が組織する団体、その他当該市町村において協議を調える必要があると判断する者

②道路運送法に基づく登録

【登録申請先】当該地域を管轄する運輸支局等

（市町村又は都道府県に権限が移譲（※）されている場合は、当該市町村又は都道府県）

【有効期間】2年（重大事故を起こしていない場合等は3年、事業者協力型を行う場合等は5年）

※権限移譲先：埼玉県、栃木県、東京都江東区、神奈川県横浜市、神奈川県大和市、茨城県五霞町

自家用有償旅客運送登録後

有効期限の更新

登録時に付された登録期限を更新するための申請。（更新の際も交通会議などでの合意が必要）

登録事項の変更

地域における関係者の協議を経て、変更登録申請。（軽微な変更の場合は変更届出）

実績報告の提出

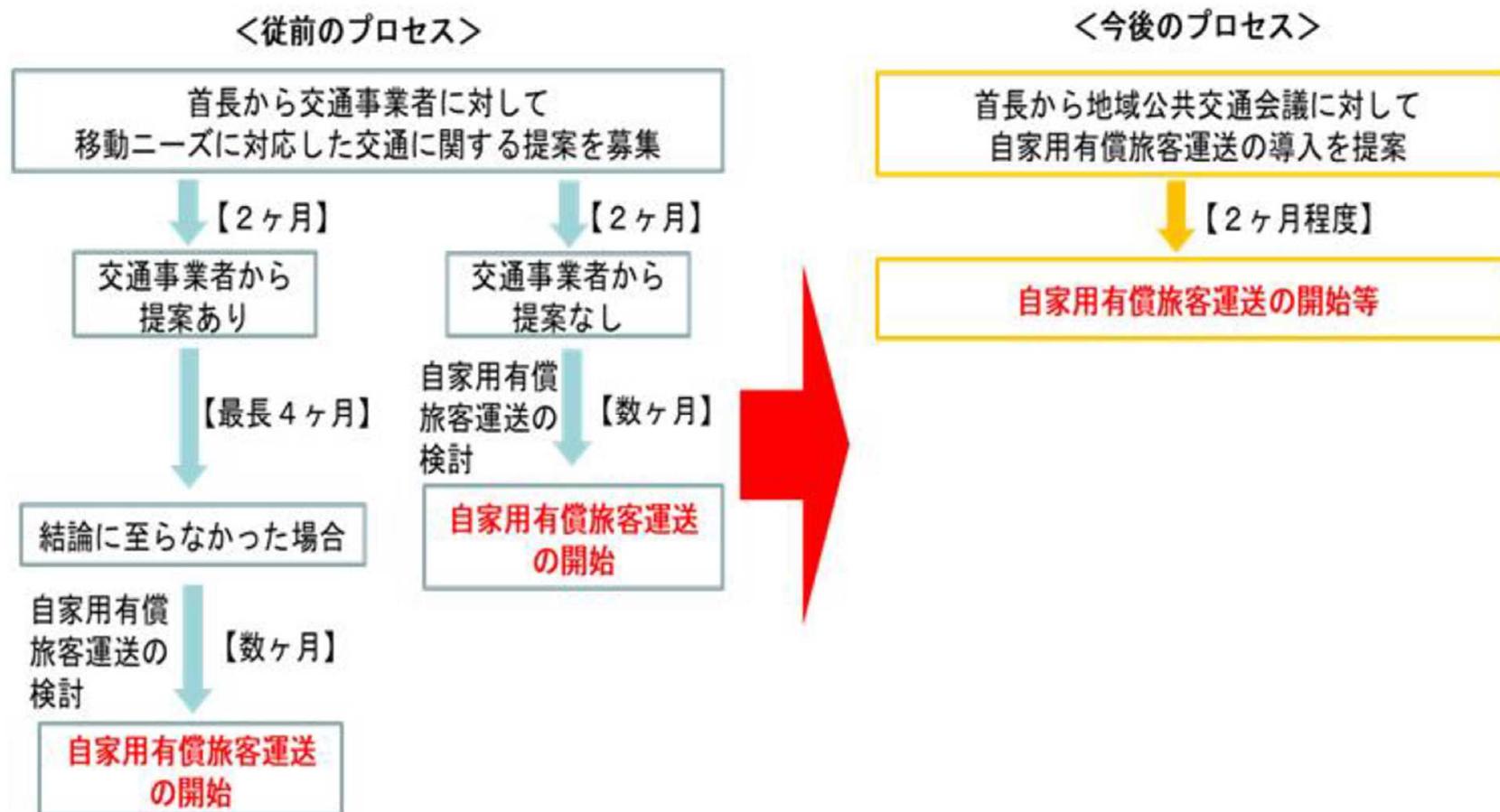
毎年、前年4月1日から3月末までの実績を「輸送実績報告書」に記載し5月末までに運輸支局等に提出。

指導・監督

安全体制の確保状況について、必要に応じ、監査等を実施。さらに是正命令や登録取消等の処分を実施。

自家用有償旅客運送の検討プロセス

- 地域における関係者が協議を行うため、「**地域公共交通会議**」（旧「**運営協議会**」を含む）を**設置**することが必要です。
- 議決については、円滑な運営を確保するため、あらかじめ地域公共交通会議等の設置要綱に議決に係る方法を定めておきましょう（法令上は、必ずしも全会一致での議決が求められるものではありません）。
- 令和6年4月～地域公共交通会議の主宰者たる市町村長等による自家用有償旅客運送の導入に関する提案について、**2ヶ月の期間内**に結論に至らなかった場合には、**当該市町村長等が、設置要綱に基づき、自らの責任において、自家用有償旅客運送の導入の可否について最終的な判断を行える**こととし、これを実施する旨の判断がなされた場合には協議が調ったものとみなすことができます。



事業者協力型自家用有償旅客運送の導入（令和2年11月）

- 過疎地等で市町村等が行う**自家用有償旅客運送**について、**バス・タクシー事業者**が運行管理、車両整備管理、配車サービス※で協力する制度を創設
⇒**運送の安全性を向上**させつつ、**実施を円滑化**
- 地域住民のみならず**観光客を含む来訪者も対象**として明確化
⇒インバウンドを含む**観光ニーズへも対応**

※R5.11「配車サービス」を追加

事業者協力型自家用有償旅客運送

過疎地域等の
交通事業者
(バス・タクシー)

ノウハウを活用して協力

(協力の形態)

- ⇒ 交通事業者が運行管理、車両整備管理、配車サービスの委託を受ける。
- ⇒ 交通事業者がNPO等の構成員として参画し、運行管理、車両整備管理を担当する。

自家用有償旅客運送者 (市町村等)

市町村等が使用権原を有する自家用自動車



運行管理
車両整備管理
配車サービス

ドライバー

「自家用有償旅客運送ハンドブック」や「登録に関する処理方針（申請書様式含む）」等を関東運輸局ホームページに掲載しています。

https://www.tb.mlit.go.jp/kanto/jidou_koutu/tabi2/jikayo/unsou.html

（関東運輸局トップページから「バス・タクシー・トラック等」をクリック→「自家用有償運送」）

公共ライドシェアの運用改善

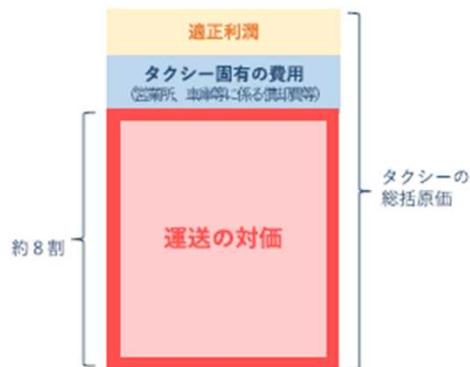
「時間帯による空白」の概念の取込み

「交通空白地」の目安を数値で示すとともに夜間など「時間帯による空白」の概念を通達上明記



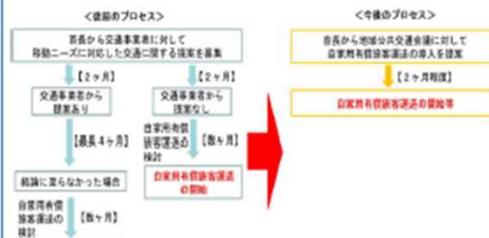
「対価」の目安の見直し

対価の目安を地域のタクシー運賃の「約8割」とすることを通達上明記



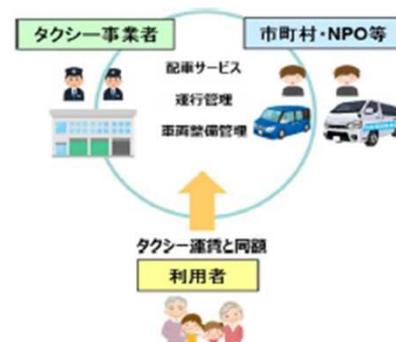
地域公共交通会議の運営手法の見直し

地域公共交通会議で2か月程度協議してもなお結論に至らない場合には、協議内容を踏まえ首長の責任により判断できることを通達上明記



タクシーとの共同運営の仕組みの構築

タクシーサービスの補完として自家用有償旅客運送を活用するため、タクシー事業者と市町村・NPO等との共同運営（タクシーサービスと自家用有償旅客運送サービスとの一体的な提供）が可能であることを通達上明記



株式会社が参画できることの明確化

交通空白地有償運送の実施地域において、自治体等実施主体からの受託により、株式会社の参画が可能であることを通達上明記



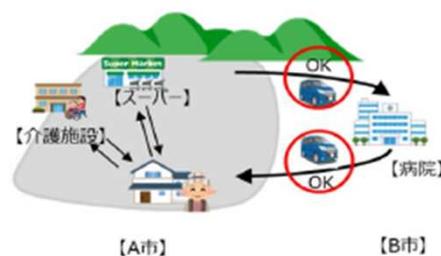
観光地における宿泊施設の車両の共同使用の促進

宿泊施設が所有している車両について、使用されていない時間帯に自治体等自家用有償旅客運送の実施主体に提供し、ホテル間の運送や地域住民等の運送に活用することが可能であることを通達上明記



運送区域の設定の柔軟化

運送区域外の目的地への往復を可能とする必要性が高いことから、発地又は着地のいずれかが運送区域内にあればよいことを通達上明記



ダイナミックプライシングの導入

一定のダイナミックプライシングを導入するため、以下の事項を通達上明記

- ① 通常収受することとなっている対価に対して、5割増を上限、5割引を下限として、柔軟に対価の額を設定することが可能。
- ② 手法としては、
・対価の額をリアルタイムに変動させる
・対価の額が変動する時間帯や要件をあらかじめ決定するのいずれも可能。
- ③ 一定期間に収受した対価の総額は、「実費」の総額の範囲内であればならないことから、これを3ヶ月ごとに確認。

運用改善後の公共ライドシェアの運行開始状況

登録日	運行エリア (自治体・地域)	実施主体
1月5日	福島県須賀川市	須賀川市
1月23日	静岡県東伊豆町	東伊豆町
1月26日	京都府綾部市山家地区	NPO法人山家みらい
2月5日	福島県いわき市川前町	NPO法人小さな拠点おおか
2月19日	岩手県宮古市	門馬地域送迎チーム
2月22日	石川県加賀市	加賀市
2月22日	石川県加賀市	加賀市観光交流機構
2月26日	石川県小松市	小松市
2月27日	京都市（路線）	水尾自治会
2月28日	青森県むつ市（路線）	むつ市
3月1日	和歌山県かつらぎ町	かつらぎ町
3月6日	福岡県東峰村	東峰村
3月21日	京都府舞鶴市高野地域	高野地域協議会
3月21日	京都市山科区小金塚地域	小金塚自治連合会
3月21日	京都府舞鶴市内（路線）	青井校区協議会
3月21日	大阪府寝屋川市（路線）	寝屋川市
3月22日	熊本県水上村岩野	水上村
3月25日	兵庫県朝来市生野地域	朝来市

登録日	運行エリア (自治体・地域)	実施主体
3月25日	鹿児島県鹿屋市等	鹿屋市
3月27日	兵庫県加西市日吉地区	NPO法人日吉の輪
3月27日	長野県木祖村（路線）	木祖村
3月29日	北海道伊達市大滝区	任意団体タキシー
3月29日	鹿児島県喜界町	コミュニティ喜界協議会
4月15日	北海道様似町	様似町
4月16日	神奈川県三浦市	三浦市
5月9日	大阪府四條畷市上田原等	四條畷市
5月23日	京都府相楽郡和束町	茶源郷和束交通運営協議会
5月31日	北海道清里町（路線）	清里町
6月19日	福井県越前市坂口地区	越前市
6月24日	石川県羽咋市	羽咋市
6月26日	大分県別府市（路線）	別府市
7月18日	沖縄県東村	NPO法人東村観光推進協議会
7月24日	新潟県佐渡市	佐渡市
7月26日	秋田県鹿角市八幡平区域	NPO法人コンビゴレー八幡平
8月1日	愛媛県宇和島市日振島地区	日振島地区地域づくり協議会

(注) 運用改善後（2024年1月以降）に導入した公共ライドシェア（35団体）を掲載。



神奈川県三浦市



石川県加賀市



石川県小松市



佐渡市



門馬地域送迎チーム

日本版ライドシェア(道路運送法78条3号)の創設

- 地域交通の「担い手」「移動の足」不足解消のため、令和6年3月、タクシー事業者の管理の下で、自家用車・一般ドライバーを活用した運送サービスの提供を可能とする自家用車活用事業を創設。
- タクシー配車アプリデータ等を活用して、タクシーが不足する地域・時期・時間帯を特定し、地域の自家用車・一般ドライバーを活用して不足分を供給。



	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日	土曜日	日曜日
0時	98%	98%	98%	98%	96%	89%	95%
1時	98%	98%	98%	97%	87%	67%	96%
2時	98%	99%	98%	99%	93%	66%	97%
3時	98%	98%	98%	98%	97%	70%	97%
4時	97%	98%	98%	98%	98%	87%	96%
5時	97%	97%	97%	98%	96%	95%	92%
6時	97%	97%	97%	98%	94%	97%	93%
7時	88%	91%	94%	94%	91%	98%	96%
8時	78%	81%	84%	85%	79%	98%	97%
9時	85%	85%	90%	88%	85%	97%	95%
10時	95%	95%	96%	95%	92%	95%	93%
11時	97%	97%	97%	97%	93%	94%	89%
12時	97%	97%	97%	96%	95%	93%	88%
13時	97%	98%	97%	97%	97%	94%	91%
14時	98%	98%	98%	98%	97%	96%	94%
15時	98%	98%	98%	98%	97%	96%	95%
16時	98%	97%	98%	97%	96%	92%	95%
17時	95%	93%	94%	92%	87%	85%	92%
18時	94%	94%	93%	92%	85%	90%	95%
19時	97%	97%	97%	97%	95%	93%	95%
20時	98%	98%	98%	98%	97%	95%	95%
21時	98%	98%	98%	98%	97%	96%	96%
22時	98%	98%	98%	98%	98%	97%	97%
23時	98%	98%	98%	98%	97%	97%	98%

1. アプリデータに基づき不足車両数を算出し、自家用車活用事業を行う地域

東京の例

東京、横浜、名古屋、京都、札幌、仙台、さいたま（県南中央）、千葉、大阪、神戸、広島、福岡（12地域）

2. 大都市部以外の地域

1. 以外の地域においては、簡便な方法により不足車両数を算出し、事業の実施が可能。

※金曜日・土曜日の16時台から翌5時台をタクシーが不足する曜日及び時間帯とし、当該地域のタクシー車両数の5%を不足車両数とみなす

※自治体が曜日・時間帯における不足車両数を運輸支局へ申し出た場合、その内容を不足車両数とみなす

※当該自家用車を活用して、データの収集及び不足車両数の検証を行った上で、上記の暫定的な不足車両数を見直す

軽井沢町、金沢、富山、静岡、さいたま（県南東部）、志摩市、水戸、青森（8地域）

このほか、約40地域において実施に向けた準備がなされている。

日本版ライドシェアの導入方法

- 原則配車アプリを活用して、配車を依頼する際に、乗車地・降車地を指定し、運賃が事前確定される
- 配車アプリが普及していない地域では、電話等当該アプリ以外の方法でも実施可能
- 運賃はタクシーと同水準

導入方法①【自治体の申出】

自治体が曜日・時間帯、不足台数、運行エリア（当該自治体内のみ等）を運輸支局に申出

運輸支局にて申出があったエリアが属する交通圏内の事業者を活用事業を実施したいか意向調査を実施

運輸支局にて意向があった事業者に対し、運行可能台数を配分

配分を受けた事業者が事業の許可申請を行い、許可を受けて運送開始

- ☆自治体が地域の実情に応じて、柔軟に運行時間帯等を設定可能
- ☆事業の実施意向があるタクシー事業者が必要

導入方法②【事業者の申出】

事業者が申出

- ・時間帯：金曜・土曜の16時～翌5時台
※実情に応じて柔軟に設定可能
- ・運行エリア：交通圏全体
- ・不足台数：交通圏内のタクシー車両数の5%
※実情に応じて10%まで設定可能

運輸支局にて申出があった交通圏内の事業者を活用事業を実施したいか意向調査を実施

運輸支局にて意向があった事業者に対し、運行可能台数を配分

配分を受けた事業者が事業の許可申請を行い、許可を受けて運送開始

- ☆交通圏全体で事業の運行が可能
- ☆タクシー事業者の申出により、地域の実情に応じて、運行時間帯等を拡充可能

日本版ライドシェアの運行開始状況

運行開始 (月日)	運行エリア (交通圏又は自治体)	許可 事業者数
4月8日	東京（特別区・武三交通圏：東京都特別区、武蔵野市、三鷹市）	99社
4月8日	京都（京都市域交通圏：京都市、向日市、長岡京市、宇治市、八幡市、城陽市、京田辺市、木津川市、大山崎町、久御山町、井手町、宇治田原町、笠置町、和束町、精華町、南山城村）	18社
4月12日	神奈川（京浜交通圏：横浜市、川崎市、横須賀市、三浦市）	43社
4月26日	愛知（名古屋交通圏：名古屋市、瀬戸市、津島市、尾張旭市、豊明市、日進市、愛西市、清須市、北名古屋市、弥富市、あま市、長久手市、東郷町、豊山町、大治町、蟹江町、飛鳥村）	17社
4月26日	長野（軽井沢町）	4社
5月31日	埼玉（県南中央交通圏：川口市、さいたま市、鴻巣市、上尾市、蕨市、戸田市、桶川市、北本市、伊奈町）	23社
5月31日	大阪（大阪市域交通圏：大阪市、豊中市、吹田市、守口市、門真市、東大阪市、八尾市、堺市）	21社
5月31日	神戸（神戸市域交通圏：神戸市、尼崎市、西宮市、芦屋市、伊丹市、宝塚市、川西市、明石市、猪名川町）	34社
5月31日	広島（広島交通圏：広島市、廿日市市、府中町、海田町、熊野町、坂町）	18社
6月7日	宮城（仙台市）	9社
6月7日	富山（富山交通圏：富山市）	1社
6月8日	千葉（千葉交通圏：千葉市、四街道市）	8社
6月12日	福岡（福岡交通圏：福岡市、春日市、大野城市、筑紫野市、太宰府市、古賀市、糸島市、那珂川市、宇美町、篠栗町、志免町、須恵町、新宮町、久山町、粕屋町）	35社
6月21日	石川（金沢交通圏：金沢市、白山市、かほく市、野々市市、津幡町、内灘町）	7社
6月22日	北海道（札幌交通圏：札幌市、江別市、石狩市、北広島市）	27社

運行開始 (月日)	運行エリア (交通圏又は自治体)	許可 事業者数
7月5日	静岡（静岡交通圏：静岡市）	1社
7月12日	埼玉（県南東部交通圏：春日部市、草加市、越谷市、久喜市、八潮市、三郷市、蓮田市、幸手市、吉川市、加須市、白岡市、宮代町、杉戸町、松伏町）	11社
7月20日	茨城（水戸県央交通圏：ひたちなか市、水戸市、笠間市、那珂市、東海村、大洗町、茨城町）	8社
7月22日	三重（志摩市）	1社
7月26日	青森（青森交通圏：青森市、平内町、蓬田村）	1社
8月2日	埼玉（県南西部交通圏：川越市、所沢市、飯能市、東松山市、狭山市、入間市、朝霞市、志木市、和光市、新座市、富士見市、ふじみ野市、坂戸市、鶴ヶ島市、日高市、三芳町、毛呂山町、越生町、滑川町、嵐山町、小川町、ときがわ町、川島町、吉見町、鳩山町、東秩父村）	8社
8月2日	岐阜（岐阜交通圏：岐阜市、羽島市、山県市、瑞穂市、本巣市、各務原市、岐南町、笠松町、北方町）	2社
8月16日	沖縄（石垣市）	7社
8月30日	沖縄（沖縄本島：那覇市、宜野湾市、浦添市、名護市、糸満市、沖縄市、豊見城市、うるま市、南城市、国頭村、大宜味村、東村、今帰仁村、本部町、恩納村、宜野座村、金武町、読谷村、嘉手納町、北谷町、北中城村、中城村、西原町、与那原町、南風原町、八重瀬町）	20社
8月30日	沖縄（宮古島市）	2社
8月30日	福井（福井交通圏：福井市、鯖江市、あわら市、坂井市、永平寺町、越前町）	1社
8月30日	福井（敦賀交通圏：敦賀市、美浜町、若狭町）	1社
8月30日	岐阜（美濃・可児交通圏：関市、美濃市、美濃加茂市、各務原市、可児市、坂祝町、富加町、御嵩町）	2社
8月31日	福井（武生交通圏：越前市、池田町、南越前町、越前町）	1社

運行開始：29地域、234自治体※
 許可済：5地域、36自治体
 申出中：41地域、171自治体

(注) 実施事業者数は8月4日時点。石垣市は8月16日時点、沖縄本島及び宮古島は8月30日時点。



東京（特別区・武三交通圏）



長野（軽井沢町）



三重（志摩市）



石川（金沢交通圏）

※ 交通圏に含まれる自治体数の合計

東京（特別区・武三交通圏）

〈稼働可能時間〉

月～金：07時台～10時台

金土：16時台～19時台

土：0時台～4時台

日：10時台～13時台

〈許可事業者〉 99者／111者

〈ドライバー数〉 2,017人

〈稼働台数〉 16,202台

〈運行回数〉 100,773回 ※8月18日時点



日本型ライドシェア 出発式

大阪（大阪市域交通圏）

〈稼働可能時間〉

土：0時台～3時台

金土：16時台～19時台

〈許可事業者〉 26者／34者

〈ドライバー数〉 347人

〈稼働台数〉 686台

〈運行回数〉 3,252回

※8月18日時点



長野（軽井沢町）

〈稼働可能時間〉

主に金土日及び祝日の午後

〈許可事業者〉 4者／4者

〈ドライバー数〉 24人

〈稼働台数〉 166台

〈運行回数〉 1,117回

※8月18日時点



軽井沢版 日本型ライドシェア 出発式

石川（金沢交通圏）

〈稼働可能時間〉

金土曜の午後4時～翌午前6時

〈許可事業者〉 7者／8者

〈ドライバー数〉 31人

〈稼働台数〉 91台

〈運行回数〉 408回

※8月18日時点



実施地域：〈大都市部〉東京、横浜、名古屋、京都、札幌、仙台、さいたま（県南中央）、千葉、大阪、神戸、広島、福岡（12地域）
 〈その他地域〉軽井沢町、金沢、富山、静岡、さいたま（県南東部、県南西部）、志摩市、水戸、青森、岐阜、石垣島、沖縄本島、宮古島、福井（福井、武生、敦賀）、岐阜（美濃可児）（17地域）

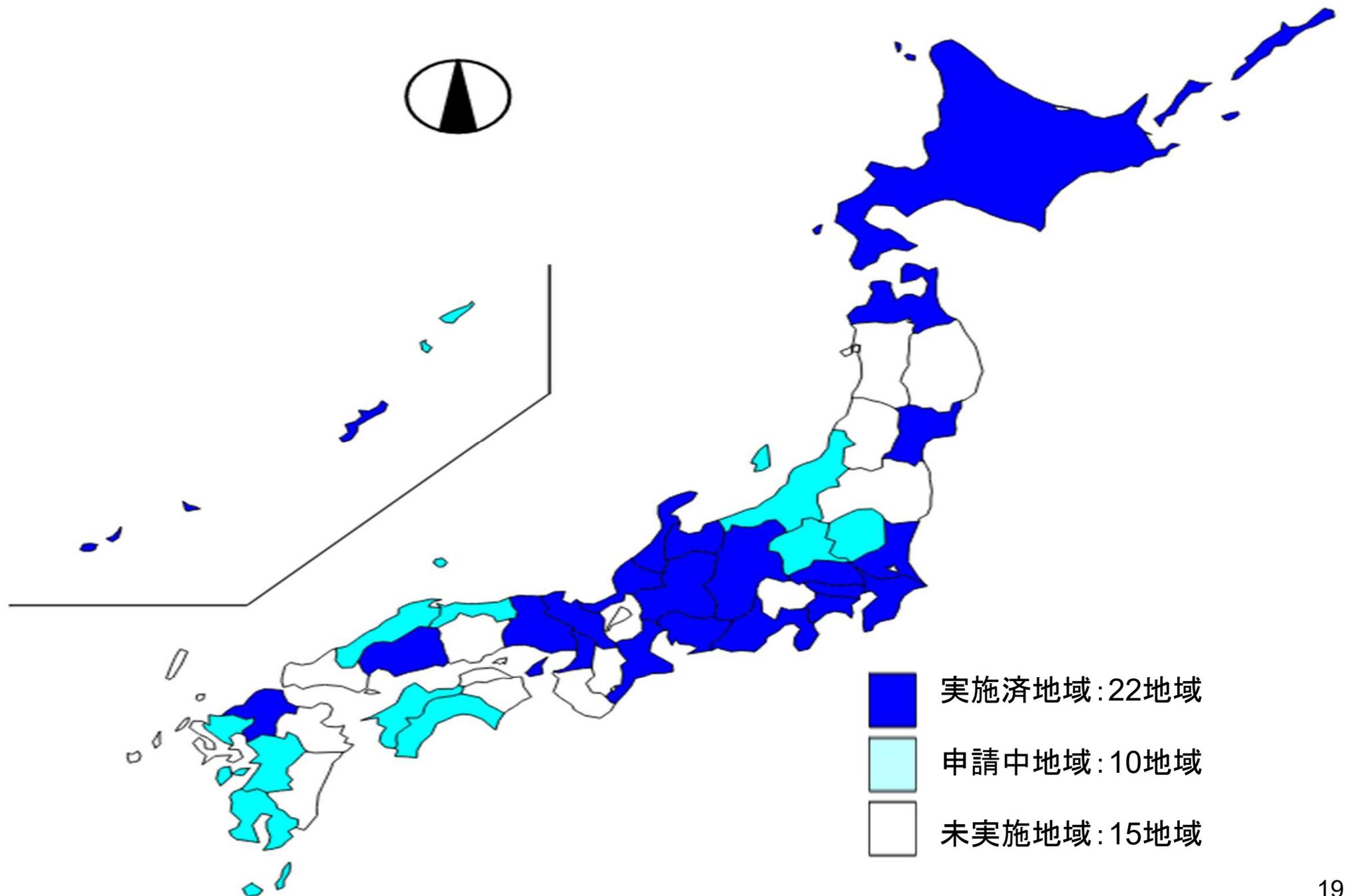
ドライバー数：4,030人 許可事業者数：427事業者 ※8月18日時点

管内の日本版ライドシェアの実施状況

令和6年9月27日時点

都県	交通圏	自治体名	自治体数	許可者数
東京都	特別区・武三	中央区、千代田区、文京区、港区、新宿区、品川区、目黒区、大田区、世田谷区、渋谷区、中野区、杉並区、練馬区、板橋区、豊島区、北区、台東区、墨田区、江東区、荒川区、足立区、葛飾区、江戸川区、武蔵野市、三鷹市	25	99
	北多摩	立川市、府中市、国立市、調布市、狛江市、小金井市、国分寺市、小平市、西東京市、昭島市、武蔵村山市、東大和市、東村山市、清瀬市、東久留米市	15	7
	南多摩	八王子市、日野市、多摩市、稲城市、町田市	5	5
神奈川県	京浜	横浜市、川崎市、横須賀市、三浦市	4	43
	県央	藤沢市、茅ヶ崎市、平塚市、伊勢原市、秦野市、相模原市、大和市、座間市、海老名市、綾瀬市、厚木市、高座郡寒川町、中郡大磯町、二宮町、愛甲郡愛川町、清川村、足柄上郡中井町	17	14
	湘南	鎌倉市、逗子市、葉山町	3	0
千葉県	千葉	千葉市、四街道市	2	8
	南房	木更津市、君津市、袖ヶ浦市、富津市、鴨川市、館山市、南房総市、安房郡鋸南町	8	0
	東葛	松戸市、柏市、流山市、野田市、我孫子市	5	8
	京葉	市川市、船橋市、習志野市、鎌ヶ谷市、八千代市、浦安市	6	8
埼玉県	県南中央	川口市、さいたま市、鴻巣市、上尾市、蕨市、戸田市、桶川市、北本市、北足立郡伊奈町	9	23
	県南東部	春日部市、草加市、越谷市、久喜市、八潮市、三郷市、蓮田市、幸手市、吉川市、加須市(旧北埼玉郡北川辺町及び大利根町の区域に限る。)、白岡市、南埼玉郡宮代町、北葛飾郡杉戸町、松伏町	14	12
	県南西部	川越市、所沢市、飯能市、東松山市、狭山市、入間市、朝霞市、志木市、和光市、新座市、富士見市、ふじみ野市、坂戸市、鶴ヶ島市、日高市、入間郡三芳町、毛呂山町、越生町、比企郡滑川町、嵐山町、小川町、ときがわ町、川島町、吉見町、鳩山町、秩父郡東秩父村	26	10
群馬県	東毛	桐生市	1	
茨城県	水戸県央	ひたちなか市、水戸市、笠間市、那珂市、那珂郡東海村、東茨城郡大洗町、茨城町	7	8
	県南	石岡市、つくば市、土浦市、牛久市、龍ヶ崎市、取手市、守谷市、稲敷市、かすみがうら市、つくばみらい市、小美玉市、稲敷郡阿見町、美浦村、河内町及び北相馬郡利根	15	
栃木県	宇都宮	宇都宮市、鹿沼市、下野市、栃木市(旧上都賀群西方町の区域に限る)、上三川町、壬生町	6	
計			168	245

【参考】日本版ライドシェア実施状況・申請状況(9月5日時点)



事務連絡
令和6年9月6日

(一社)全国ハイヤー・タクシー連合会会長 殿

国土交通省物流・自動車局旅客課長

「交通空白」解消のための日本版ライドシェアの全都道府県における導入について

国土交通省では、全国における「交通空白」の解消のため、国土交通大臣を本部長とする国土交通省「交通空白」解消本部（以下「本部」という。）を本年7月17日に設置し、地方公共団体への働きかけや伴走支援を実施してきたところです。また、「日本版ライドシェア」の全国での普及に向けて、第2回本部（9月4日開催）において様々なバージョンアップを第1弾としてとりまとめたところです。

貴連合会の御尽力もあり、これまで、22都道府県において日本版ライドシェアの運行が開始されています。

全国において「交通空白」を解消するためには、日本版ライドシェアの全国への普及が必要であることから、第2回本部において、斉藤国土交通大臣より、「今回のバージョンアップも十分に活用し、各地域における説明会などを通じて、年内に全都道府県において導入することを目指して、取組を強化」するよう指示があったところです。（別紙）

については、貴連合会におかれては、全都道府県における日本版ライドシェアの年内の導入に向けて、各都道府県タクシー協会（特に、未導入の県のタクシー協会）に対し、その取組を強化するよう要請いただきますようお願いいたします。

別紙

第2回 国土交通省「交通空白」解消本部（令和6年9月4日）における
斉藤国土交通大臣指示（抄）

（前略）日本版ライドシェアについては、都市部だけでなく、地方部も含めた全国への普及が必要です。今回のバージョンアップも十分に活用し、各地域における説明会などを通じて、年内に全都道府県において導入することを目指して、取組を強化してください。（後略）

R6年7月	8月	9月	10月	11月	12月
▼雨天時における供給車両数・時間帯の拡充 (6/28)					
	▼酷暑時における供給車両数・時間帯の拡充 (8/2)				
	▼イベント時における供給車両数・時間帯の拡充 (8/2)				
		▼災害時・復旧復興時における活用 (9/4)			
		▼配車アプリが普及していない地域での導入 (9/4)			
		▼貨客混載の導入 (9/4)			
		▼協議運賃の導入 (9/4)			
		▼大都市部以外の地域における供給車両数・時間帯の拡充 (9/4)			
		▼マッチング率の算定方法の改善について (9/4)			
		▼タクシー以外の交通事業者 (バス、鉄道等) の参入の検討 (8/27～)			▼とりまとめ
	▼新たなダイナミックプライシングなど運賃・料金の多様化の検討 (8/6～)				▼とりまとめ

第1弾とりまとめ

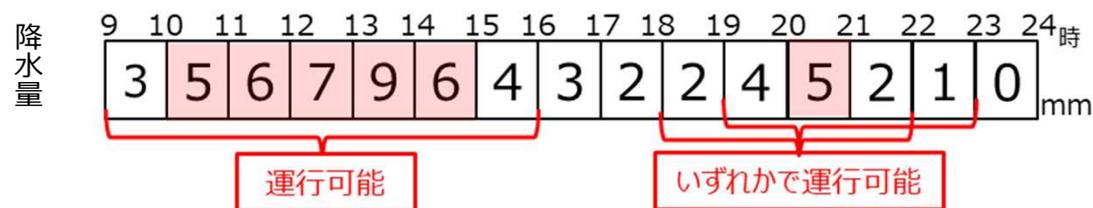
第2弾とりまとめ

- 雨天時においては移動需要が大きくなるため、**一定の降水量（1時間5mm以上の降水量）が予報される時間帯及びその前後**に、日本版ライドシェアの**供給車両数を拡充**する。

時間帯の拡充

降水量の予報が1時間5mm以上となる時間帯及びその前後の1時間

※時間帯が3時間以下となる場合には、前後を含めて、計4時間までの稼働が可能



供給車両数の拡充

【通常稼働していない時間帯】

各営業区域において使用できる**最大車両数までを使用可能**とする。

【通常稼働している時間帯】

各営業区域において使用できる**最大車両数の2倍まで供給可能**とする。

対象の営業区域

大都市部（12地域）

- 夏季においては移動需要が大きくなるため、**酷暑**（気温が**35℃以上**）が予報される**時間帯及びその前後**に、日本版ライドシェアの**供給車両数を拡充**する。

時間帯の拡充

気温の予報が35℃以上となる時間帯及びその前後1時間



供給車両数の拡充

【通常稼働していない時間帯】

各営業区域において使用できる**最大車両数までを使用可能**とする。

【通常稼働している時間帯】

各営業区域において使用できる**最大車両数の2倍まで供給可能**とする。

対象の営業区域

大都市部（12地域）

- イベント等一時的な移動需要の増加に対応し、**タクシーの営業区域外旅客運送制度の活用促進及び日本版ライドシェアの供給拡充**を実施する。

タクシーの営業区域外旅客運送による対応

イベント対応時において、道路運送法第20条第2号に基づく**営業区域外旅客運送制度の活用が可能**である旨を明確化。

日本版ライドシェアによる対応

日本版ライドシェアが導入されている地域において、**自治体又はイベント主催者からの要請を踏まえ、時間帯及び車両数を調整**。[※]

※時間帯及び車両数については、他の交通機関との役割分担を踏まえ、合理的に算出・調整。

災害時・復旧復興時における活用

- 地震や台風などの災害発生時や復旧過程において、タクシーを補完し、被災地における輸送サービスを確保するため、日本版ライドシェアによる運送を可能とする。

災害対応時における日本版ライドシェアの活用

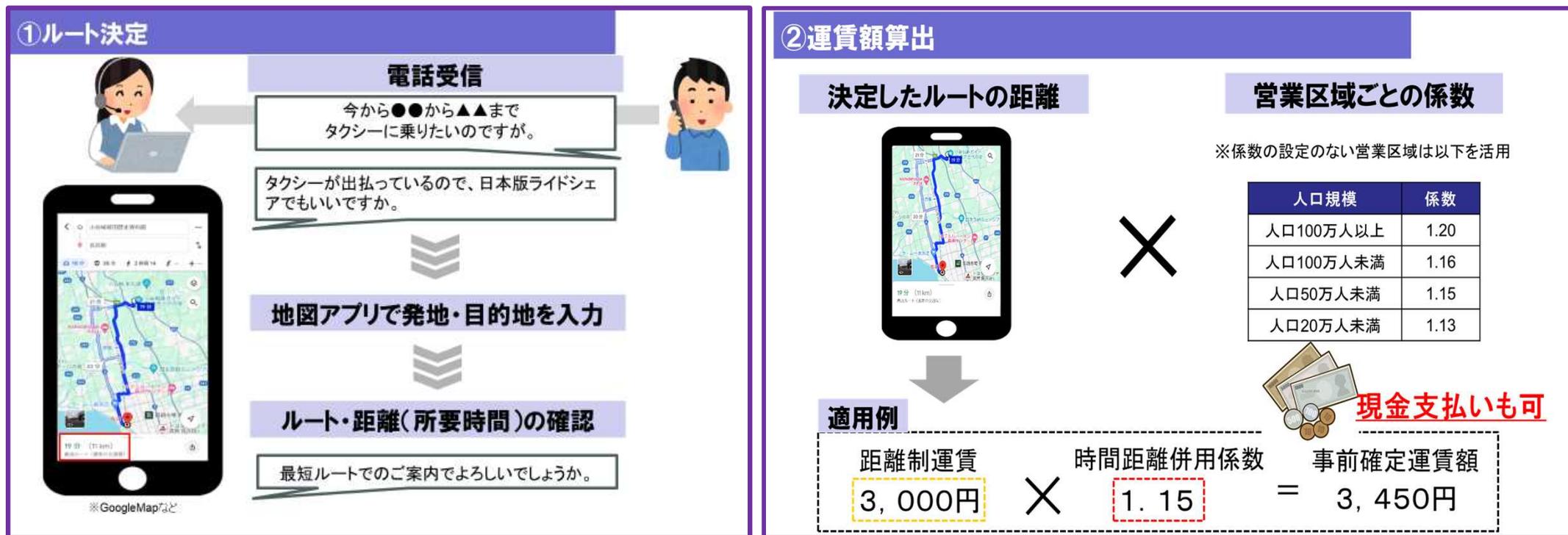
- 地震や台風等の災害発生時又は復旧過程で、タクシーが不足する場合において、安全が確保できることを前提に、**自治体等からの要請**を踏まえ、**車両数及び実施期間を調整**。
- 輸送ニーズを踏まえ、時間制運賃の適用が可能。
- 他の営業区域のタクシー会社による応援も可能。

必要に応じて、災害時等の緊急輸送協定に日本版ライドシェアを追加するか検討をお願いします。



配車アプリが普及していない地域での導入

- 配車アプリが普及していない地域でも、日本版ライドシェアを導入できるよう、ガイドラインを策定。



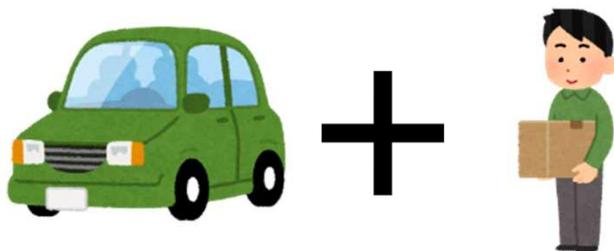
電話や現金支払いでも利用可能とすることにより、**地方部での普及を促進**

貨客混載の導入、協議運賃の導入

- ・ タクシーと同様、日本版ライドシェアについても、貨客混載の実施及び協議運賃の設定を可能とする。

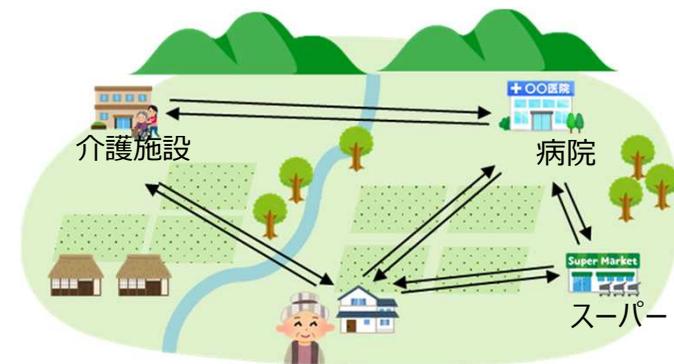
貨客混載

- 地域の関係者と協議が調った場合に、バス・タクシー事業者が、貨物自動車運送事業の許可を得て、貨物運送を行うことが可能。
- 日本版ライドシェアにおいても同様に、自家用車を用いた貨物の運送を可能とする。



協議運賃

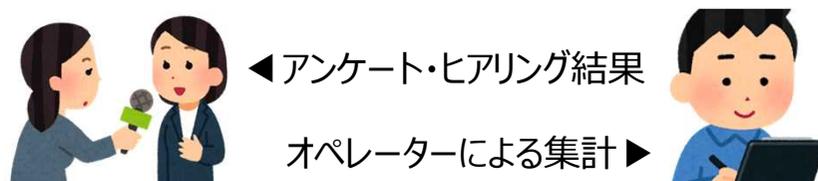
- タクシーについては、地域の関係者間による協議を経ることで、独自の運賃を設定することが可能(協議運賃)。
- 日本版ライドシェアについても、協議運賃を設定することができる。



曜日・時間帯・台数制限の緩和

- 大都市部以外の地域において、**日本版ライドシェアを実施しようとするタクシー事業者の申し出**により、
 - ✓ **曜日・時間帯の拡大**
 - ✓ **供給車両数の拡大（現在は、原則タクシー台数の5%まで→今後は、10%までに拡大）**
 を可能とする。

（例）大都市部以外の地域でのタクシー不足状況確認のイメージ



	金		土	
	○	×	○	×
9時	下	—	正	
10時	正	下	・	・
11時	正		・	・

- タクシー事業者は実施状況のモニタリング※に必要なデータを提出し、**供給過剰が発生**するおそれがあると地方運輸局等が認める場合は**使用可能車両数を減車**する。

※営業収入や実車率の変化等のモニタリング。

大都市部以外の地域における供給車両数・時間帯の拡充②

事務連絡
令和6年9月17日

各地方運輸局自動車交通部長 殿
沖縄総合事務局運輸部長 殿

物流・自動車局旅客課長

自家用車活用事業における大都市部以外の地域における 供給車両数・時間帯の拡充について

配車アプリが普及していない地域においては、タクシー事業者から自家用車活用事業（以下、「日本版ライドシェア」という。）の実施意向があった場合は、「簡便な方法」として、金曜日・土曜日の16時から翌5時台をタクシーが不足する曜日・時間帯とし、当該営業区域内のタクシー車両数の5%を不足車両数とみなしているが、これらを超えて日本版ライドシェアによる供給が必要な曜日・時間帯について、具体的な申し出があった場合や供給が足りないと認められる場合においては、下記の取扱いにより、日本版ライドシェアが稼働できる曜日・時間帯や使用可能車両数の拡大を可能とする。

記

1. 曜日・時間帯の拡大について

- (1) タクシー事業者から、タクシーが不足する曜日・時間帯に関して具体的な申し出があり、管轄の地方運輸局等が必要と認める場合、「自家用車活用事業の進め方」（令和6年3月29日）【別添】2.注①の曜日・時間帯に関わらず、日本版ライドシェアが稼働できる曜日・時間帯を指定・拡大することができる。
- (2) (1)の申し出を行うにあたっては、タクシー事業者より、配車依頼件数（時間帯毎）、承諾件数（時間帯毎）など、タクシーが不足している曜日・時間帯が把握できる運行実績を収集し、提出させること。
- (3) (1)の申し出があった場合には、当該営業区域内のタクシー事業者によるその旨を周知することとし、申し出を行ったタクシー事業者以外のタクシー事業者から運行実績の提出があった場合には、同実績も斟酌することとする。

2. 使用可能車両数の拡大について

- (1) 日本版ライドシェアの使用可能車両数の全てを各タクシー事業者に配分する通知を行った地域において、タクシー事業者から、使用可能車両数の引上げに関する申し出があり、管轄の地方運輸局等が必要と認める場合、営業区域内のタクシー一台数の10%まで使用可能車両数を引き上げることができる。

- (2) (1)の申し出を行うにあたっては、タクシー事業者より、配車依頼件数（時間帯毎）、承諾件数（時間帯毎）など、タクシーが不足していることが把握できる運行実績を収集し、提出させること。
- (3) タクシー事業者から(1)の申し出があった場合には、当該営業区域内のタクシー事業者によるその旨を周知することとし、申し出を行ったタクシー事業者以外のタクシー事業者から運行実績の提出があった場合には、同実績も斟酌することとする。

3. モニタリング

(1) 営業収入による確認

1. 又は2.の拡大を受けて日本版ライドシェアを実施するタクシー事業者は、1.又は2.の拡大前後のタクシー1台あたりの営業収入を比較し、減収となっていないか確認することとする。

(2) 実車率による確認

1. 又は2.の拡大を受けて日本版ライドシェアを実施するタクシー事業者は、1.又は2.の拡大前後のタクシー実車率を比較し、実車率が低下していないか確認することとする。

(3) 実施状況の報告

- (1)及び(2)を確認するため、1.又は2.の拡大を受けて日本版ライドシェアを実施するタクシー事業者は、以下の項目について、毎月10日までに前月分の数値を管轄の運輸支局等に報告することとする。

なお、1.又は2.の拡大を受けて自家用車活用事業を実施するタクシー事業者以外の事業者からも項目の提出があった場合には、同内容も斟酌することとする。

<提出を求めるデータ>

①タクシー車両

日車営収（月毎）、実車率（走行キロ／実車キロ）（月毎）、配車依頼件数（日毎）、承諾件数（日毎）、

※前年同月のデータも求める。

②自家用車

稼働車両数（日毎）、運行回数（日毎）、

- (4) (1)、(2)、(3)その他地方運輸局が求める情報を踏まえ、必要に応じ本省等と調整の上、供給過剰が発生するおそれがあると判断した場合は、使用可能車両数を減じることとする。

国土交通省

Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

Press Release

令和6年8月5日

物流・自動車局旅客課

タクシー及び日本版ライドシェアにおける運賃・料金の多様化に関する検討会（第1回）を開催

～日本版ライドシェア等のバージョンアップの検討をします～

国土交通省では、8月6日（火）にタクシー及び日本版ライドシェアにおける運賃・料金の多様化に関する検討会を開催し、タクシー及び日本版ライドシェアの運賃料金の多様化に関して、関係者から意見聴取を行うほか、専門的見地からご議論いただきます。

本年6月に開催されたデジタル行財政改革会議において、「日本版ライドシェア」等について、バージョンアップを図っていくこととしました。

この度、バージョンアップの内容の一つである、「新たなダイナミックプライシングなど運賃料金の多様化」の検討を開始するにあたって、専門的な見識等を聴取するため、以下のとおりタクシー及び日本版ライドシェアにおける運賃・料金の多様化に関する検討会（第1回）を開催し、専門的見地からご議論いただきます。

記

- 1 日時 : 令和6年8月6日（火） 10:00～11:45
- 2 場所 : 国土交通省2号館第2会議室
- 3 委員 : 別紙1参照
- 4 議事 : ○繁忙時間帯における多様な運賃・料金のあり方について
○生産性向上の取組を促す運賃・料金のあり方について
○その他
- 5 その他 : 会議については傍聴不可ですが、冒頭のみ撮影可能です。取材を希望される方は、別紙2に基づき電子メールにてご登録願います。
検討会の配布資料については、原則、検討会後にホームページにて公開します。

【問い合わせ先】

物流・自動車局 旅客課 手嶋、武藤、大山、福田

電話：(03) 5253-8111（内線：41253）

直通：(03) 5253-8569

【別紙1】

タクシー及び日本版ライドシェアにおける 運賃・料金の多様化に関する検討会（第1回）

委員等名簿

（敬称略・順不同）

委員等

- | | |
|--------|-----------------------------|
| 小幡 純子 | 日本大学大学院法務研究科教授 |
| 加藤 浩徳 | 東京大学大学院工学系研究科教授 |
| 河野 康子 | （一財）日本消費者協会 理事 |
| 佐藤 雅一 | （一社）全国ハイヤー・タクシー連合会経営委員会委員長 |
| 清水 希容子 | 島根大学材料エネルギー学部教授 |
| 西澤 明洋 | （一社）全国ハイヤー・タクシー連合会経営委員会副委員長 |
| 溝上 泰央 | 全国自動車交通労働組合連合会中央執行委員長 |
| 森川 博之 | 東京大学大学院工学系研究科教授 |
| ◎山内 弘隆 | 一橋大学名誉教授 |
| ◎座長 | |



Press Release

Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

令和6年8月23日
物流・自動車局旅客課

交通政策審議会陸上交通分科会自動車部会（第7回）を開催

国土交通省では、8月27日（火）に交通政策審議会陸上交通分科会自動車部会を開催し、タクシー以外の運送事業者による日本版ライドシェアへの参入促進に関してご議論いただきます。

国土交通省では、各地域が抱える移動の足の不足の課題に対応していくため、「日本版ライドシェア」等について、バージョンアップを図っていくこととしています。この度、バージョンアップの内容の一つである、タクシー以外の運送事業者による日本版ライドシェアへの参入促進の検討を開始するにあたって、専門的な見識等を聴取するため、以下のとおり交通政策審議会陸上交通分科会自動車部会（第7回）を開催し、専門的見地からご議論いただきます。

記

- 1 日時： 令和6年8月27日（火） 15:00～17:00
- 2 場所： 国土交通省（中央合同庁舎第2号館）地下1階 第2会議室
- 3 委員： 別紙1参照
- 4 議事： タクシー以外の運送事業者による日本版ライドシェアへの参入促進について
- 5 その他：

会議については傍聴不可ですが、冒頭のみ撮影可能です。取材を希望される方は、別紙2に基づき電子メールにてご登録願います。

自動車部会終了後、報道機関を対象に記者ブリーフィングを行う予定です。参加を希望の方は、17時15分までに中央合同庁舎第3号館5階会見室にご参集ください。

検討会の配布資料については、原則、検討会後にホームページにて公開します。
(https://www.mlit.go.jp/policy/shingikai/s303_jidousha01.html)

【問い合わせ先】
物流・自動車局 旅客課 手嶋、山本、福田、柳瀬
電話：(03) 5253-8111（内線：41253）
直通：(03) 5253-8569

【別紙1】

交通政策審議会陸上交通分科会自動車部会（第7回） 委員等名簿

（敬称略・順不同）

委員等	
青山 佳世	フリーアナウンサー
大井 尚司	大分大学経済学部門教授
◎塩路 昌宏	京都大学名誉教授
清水 希容子	島根大学材料エネルギー学部教授
須田 義大	東京大学生産技術研究所次世代モビリティ研究センター教授
住野 敏彦	全日本交通運輸産業労働組合協議会議長
武内 紀子	(株)コングレ代表取締役社長
林 真実	(公社)日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会(NACS) 理事
	九州支部長
村木 美貴	千葉大学大学院工学研究院教授
山内 弘隆	一橋大学名誉教授

◎部会長

「道路運送法の許可又は登録を要しない運送に関するガイドライン」について①

- 許可・登録を要しない運送の解釈については、類似の通達が発出されてきた結果、利用者や実施者はもとより運輸局・運輸支局にも若干わかりにくくなっているところ。
- 地域における移動資源の確保が困難になっている中、バス・タクシーや自家用有償旅客運送の果たす役割を補完する観点からも、改めて許可・登録を要しない運送についての考え方を整理した。
- また、複数の通達が存在することは混乱を招くことから、許可・登録を要しない運送に係る現在の通達をすべて廃止し、1つの通達にまとめる。

目次

1 無償運送について

新たに実費の対象として保険料・車両借料を追加しました。

2 宿泊施設&介護施設の付随送迎

商店等への立ち寄り・観光スポットへの送迎も可能であることを明記しました。

3 ツアー&ガイドに係る付随送迎

ツアーやガイドに付随して運送が可能であることを明記しました。

4 運送サービスの有無で料金に差を設ける場合

実費の収受が可能であることを明記しました。

5 地縁団体が行う運送サービス

会費で行う運送サービスが可能であることを明記しました。

1 無償運送



法による規制がなく、自由

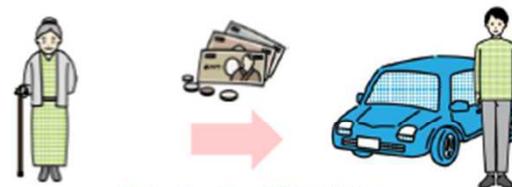
無償運送については、道路運送法による規制がなく、自由に行えます。また、無償運送なので運送を行える範囲に制限はありません。



一部支払いも 許可等は不要

以下の行為は無償運送に伴って行えます。有償運送とはならないので許可等は必要ありません。

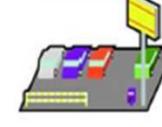
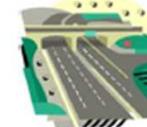
① 謝金の支払い



ボランティア・共助に対するお礼の気持ち

② 実費の請求・支払い

1. ガソリン代等の燃料費
2. 有料道路使用料
3. 駐車場代



4. 移動サービス専用保険料



5. 運送を行うために発生した車両借料



「道路運送法の許可又は登録を要しない運送に関するガイドライン」について②

2 宿泊施設 & 介護施設の利用に付随する送迎

Point

送迎中の寄り道も可能

宿泊施設や介護施設の利用者を対象とする運送において、送迎に対する反対給付がない場合に許可等は必要ありません。
 この場合、利用者からの依頼に応じて、以下の運送を行うことも可能です。



3 ツアー & ガイドに付随する送迎

Point

ツアー & ガイドに伴う運送も許可等は不要

- ・ ツアー等のサービス提供者が、ツアー利用者を近隣の駅・バス停・宿泊施設等からツアー実施場所まで運送する場合に、送迎に対する反対給付がなければ、許可等は必要ありません。
- ・ 通訳案内士等の公的資格を有する観光ガイドが、ガイドの為に利用者を運送する場合において、送迎に対する反対給付がなければ、許可等は必要ありません。



ただし、ツアーやガイドと称していても、提供されるサービスの実態が目的地への運送のみである場合は許可等を要することとなります。

「道路運送法の許可又は登録を要しない運送に関するガイドライン」について③

4 運送サービスの有無で施設の利用料金等に差を設ける場合の扱い

Point

差額が実費の範囲内なら 許可等は不要

・有料の施設利用に付随する運送サービス、宿泊施設における運送サービス、幼稚園等の送迎に係る運送サービスについて、運送サービスの利用の有無によって利用料や宿泊料に差を設ける場合であっても、**当該差額が運送サービスに要する実費の範囲内であれば、許可等は必要ありません。**

この場合の実費について

16ページ記載のガソリン代等の実費が対象となるのはもちろん、当該車両が、主として送迎を要する利用者のためだけに購入・維持されていることに鑑み、実費の範囲に「車両償却費、車検料、保険料等」の車両の維持費を含めることも差し支えありません。

児童宅 ← 送迎 (SCHOOL BUS) → 学校

送迎の有無	学費
送迎あり	32,000円
送迎なし	30,000円

要介護者の自宅 ← 送迎 → デイサービス施設

送迎の有無	利用料金
送迎あり	6,800円
送迎なし	6,000円



ただし、幼稚園等において、利用者から運行に係る人件費相当を收受する場合は「通学通園に係る自家用自動車の有償運送の取扱いについて（平成9年6月17日付自旅第101号）」に基づき**許可を要することとなります。**

5 地縁団体が行う運送サービス

Point

会費による運送サービスなら 許可等は不要

・社会福祉協議会、自治会・町内会、マンション管理組合等の地縁団体の活動として、**会員が負担する会費で行う運送サービスについては、許可等は必要ありません。**
 ・この場合、以下の行為が可能です。
 ①会費で車両を調達すること
 ②会費から当該サービスを提供するための運転者に報酬を支払うこと
 ③運送サービスの利用の有無に応じて会費に差を設けること
 （ただし、差額が実費の範囲内である場合に限る。）

自治会等の互助活動による運送サービス

利用者の自宅 ← 送迎 → 病院、商業施設 (Super market)、地域の集まり

令和6年9月20日
物流・自動車局旅客課

「交通DX・GXによる経営改善支援事業等」 及び「交通サービスインバウンド対応支援事業」等の2次募集を実施します

「交通DX・GXによる経営改善支援事業等」及び「交通サービスインバウンド対応支援事業」等の2次募集の申請受付を、9月27日（金）から開始します。
募集期間は令和6年9月27日～12月27日です。

国土交通省では、交通事業者の経営改善に資するDXや訪日外国人旅行者の受入れ環境の整備に資する事業を実施する者に補助金を交付しています。このたび、日本版ライドシェア・公共ライドシェアの導入等を支援するために補助金の2次募集を実施します。

1 補助対象事業者

一般乗合旅客自動車運送事業者、一般貸切旅客自動車運送事業者、一般乗用旅客自動車運送事業者、レンタカー事業者、自家用有償旅客運送者（交通空白地有償運送を行う者に限る）等

2 スケジュール

公募期間：令和6年9月27日（金）～12月27日（金）16時（予算が無くなり次第終了します。
この場合、交付申請審査順に交付決定します。）

交付決定：交付申請受付順に実施

事業期間：令和7年2月末までに補助事業完了

3 補助対象

- ・日本版ライドシェア・公共ライドシェアを導入するために必要なデジタル化に資する設備等
- ・バス、タクシー事業の訪日外国人旅行者対応に必要な設備等
- ・福祉タクシー等の公共交通のバリアフリー化に必要な設備等（※）

4 事業の執行団体

「交通DX・GXによる経営改善支援事業等」及び「交通サービスインバウンド対応支援事業」 事務局（パシフィックコンサルタンツ（株）内）

具体的な事業内容や申請方法等の詳細については、事務局のホームページをご確認ください。

【事務局特設Webサイト】

<https://dxgx.pacific-hojo.com/2nd/>

※バリアフリー化に係る補助については、各都道府県の運輸支局にご相談ください。

令和7年度予算要求額
・地域交通の「リ・デザイン」等に対する支援関係
約274億円（対前年度比1.28倍）

○地域のバス・鉄道の減便・廃止や運転者の不足等により、地域住民の移動に不便が生じているという現状の改善や、我が国成長のエンジンである観光需要の地方誘客に向けた観光二次交通の確保は、待ったなしの課題。
○「交通空白」解消に向け、「地域の足」「観光の足」の確保を強力に進めるとともに、デジタル技術も活用し、地域のあらゆる関係者が参画した連携・協働の取組を進め、地域交通の「リ・デザイン」を全国的に展開。

「交通空白」の解消

国土交通省「交通空白」解消本部（本部長：斉藤国土交通大臣、令和6年7月設置）の下、全国各地で、タクシー、乗合タクシー、日本版ライドシェアや公共ライドシェア等を地域住民や来訪者が使えない「交通空白」の解消に向けて一気呵成に取り組む。

※岸田総理大臣指示

「第五に、二次交通の確保が不可欠であり、「交通空白」解消本部」を司令塔として、地方公共団体と連携し、デジタルを活用しつつ、交通空白の解消と利便性の確保に取り組んでいただきたい。」（第24回観光立国推進閣僚会議（令和6年7月19日））

○「交通空白」の課題が存在する自治体において
公共ライドシェア、日本版ライドシェア等の導入等を一気通貫で支援
地域における調査・合意形成、実証運行に係る車両・システム・運行費等の支援



地域の足：「かなライド」

○官民連携、地域間連携、モード間連携による「交通空白」の解消を支援
（都道府県が先導・補完する「交通空白」解消に資する取組も後押し）



観光の足：「おにタク」

○観光地や主要交通結節点等におけるアクセス・予約円滑化等の支援

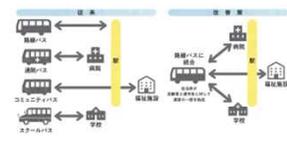
多様な関係者の連携・協働等による持続可能な地域交通への進化

「デジタル田園都市国家構想実現会議」の下に設置された「地域の公共交通リ・デザイン実現会議」のとりまとめ（令和6年5月）を踏まえ、デジタルの活用と関係省庁連携により実装

○共創モデル実証運行事業、日本版MaaS推進・支援事業

官民連携、交通事業者間連合、他分野との共創 MaaSの広域化 等

例：交通 × 教育・医療



○地域公共交通計画・協議会のアップデート支援

モビリティデータの利活用、横断的・機動的体制 等

○自動運転の社会実装に向けた支援 等



○交通DX・GXによる省力化・経営改善支援

配車・運行管理システムの導入・共通化、データ利活用に資するキャッシュレス決済の導入支援 等



○旅客運送事業者の人材確保

2種免許取得支援等の人材確保等



○財政投融资（鉄道、バス、タクシー等のDX・GX投資に対する出融資）

○ローカル鉄道の再構築方針策定等の後押し

○社会資本整備総合交付金（地域公共交通再構築事業）
地域交通ネットワーク再構築に必要なバス・鉄道施設



○EV車両・自動運転車両などの先進車両導入支援

地域公共交通の維持・確保等

○地域公共交通の維持・確保

地域公共交通計画に基づくバス路線等の運行支援
離島航路、航空路の運航支援 等



○訪日外国人旅行者の地方誘客を支える
公共交通機関等における受入環境整備（観光庁予算）
多言語対応、車両大型化、観光車両の導入・改良等



連節バス

(参考1-①)日本版ライドシェアの稼働状況

R6.8.18時点

		登録ドライバー 増加人数※1	稼働台数※2	運行回数※3	1台1時間 あたりの運行回数 (参考) タクシー：約0.7回
千葉 (千葉) 6月8日から事業開始	4月	-	-	-	-
	5月	-	-	-	-
	6月	33人	76台	247回	約0.9回
	7月	6人	94台	297回	約0.8回
	8月第1週目	0人	26台	74回	約0.7回
	8月第2週目	1人	31台	76回	約0.6回
	8月第3週目	0人	26台	47回	約0.4回
	合計	40人	253台	741回	約0.7回
東京 (特別区・武三) 4月8日から事業開始	4月	773人	1760台	9828回	約1.4回
	5月	396人	2569台	15361回	約1.5回
	6月	448人	3643台	21830回	約1.5回
	7月	292人	4489台	29378回	約1.6回
	8月第1週目	33人	1249台	8258回	約1.6回
	8月第2週目	31人	1454台	9377回	約1.5回
	8月第3週目	44人	1038台	6741回	約1.5回
	合計	2017人	16202台	100773回	約1.5回
神奈川 (京浜) 4月12日から事業開始	4月	147人	169台	515回	約0.7回
	5月	93人	341台	1310回	約0.8回
	6月	88人	493台	2369回	約1回
	7月	34人	555台	3194回	約1.2回
	8月第1週目	7人	142台	704回	約1.1回
	8月第2週目	4人	154台	912回	約1.3回
	8月第3週目	2人	138台	766回	約1.3回
	合計	375人	1992台	9770回	約1.1回

※1 増加人数 = (新規登録ドライバー数) - (抹消ドライバー数)

※2 稼働台数は、時間枠ごとに稼働していた台数の累計 (稼働ドライバー数)

※3 運行回数は、実際に運行した回数の累計 (実際乗客を乗せた延べドライバー数)

(参考1-②)日本版ライドシェアの稼働状況

R6.8.18時点

		登録ドライバー 増加人数※1	稼働台数※2	運行回数※3	1台1時間 あたりの運行回数 (参考) タクシー：約0.7回
埼玉 (県南中央) 5月31日から事業開始	4月	-	-	-	-
	5月	16人	2台	8回	約0.3回
	6月	84人	173台	916回	約0.5回
	7月	39人	380台	1953回	約0.6回
	8月第1週目	3人	103台	462回	約0.5回
	8月第2週目	3人	134台	630回	約0.6回
	8月第3週目	3人	114台	568回	約0.7回
	合計	148人	906台	4537回	約0.5回
埼玉 (県南西部) 8月2日から事業開始	4月	-	-	-	-
	5月	-	-	-	-
	6月	-	-	-	-
	7月	-	-	-	-
	8月第1週目	1人	1台	5回	約0.4回
	8月第2週目	0人	1台	4回	約0.3回
	8月第3週目	0人	1台	5回	約0.4回
	合計	1人	3台	14回	約0.4回
埼玉 (県南東部) 7月12日から事業開始	4月	-	-	-	-
	5月	-	-	-	-
	6月	-	-	-	-
	7月	8人	33台	227回	約0.5回
	8月第1週目	3人	10台	55回	約0.4回
	8月第2週目	0人	18台	68回	約0.3回
	8月第3週目	0人	17台	62回	約0.3回
	合計	11人	78台	412回	約0.4回

※1 増加人数 = (新規登録ドライバー数) - (抹消ドライバー数)

※2 稼働台数は、時間枠ごとに稼働していた台数の累計 (稼働ドライバー数)

※3 運行回数は、実際に運行した回数の累計 (実際乗客を乗せた延べドライバー数)

(参考2-①)マッチング率(県南中央交通圏)

県南中央交通圏

【日本版ライドシェア開始前】

【日本版ライドシェア開始後】

	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日	土曜日	日曜日
0時	81%	88%	87%	84%	79%	58%	54%
1時	85%	85%	87%	80%	75%	42%	47%
2時	90%	89%	91%	91%	87%	53%	55%
3時	89%	90%	91%	93%	91%	68%	65%
4時	86%	88%	91%	91%	84%	80%	70%
5時	89%	92%	92%	95%	88%	88%	73%
6時	94%	96%	95%	95%	94%	92%	87%
7時	92%	91%	94%	94%	92%	97%	95%
8時	92%	88%	95%	94%	92%	97%	96%
9時	97%	96%	97%	98%	96%	97%	97%
10時	97%	98%	98%	98%	96%	98%	96%
11時	98%	98%	98%	98%	97%	98%	93%
12時	98%	98%	99%	98%	98%	97%	92%
13時	98%	98%	98%	98%	98%	97%	94%
14時	97%	98%	98%	98%	98%	97%	94%
15時	98%	98%	97%	98%	98%	96%	91%
16時	95%	96%	96%	95%	94%	90%	82%
17時	91%	92%	91%	91%	85%	79%	77%
18時	93%	94%	92%	93%	84%	82%	85%
19時	95%	96%	96%	95%	94%	89%	88%
20時	97%	98%	97%	97%	95%	90%	87%
21時	98%	97%	98%	97%	96%	89%	85%
22時	97%	97%	97%	97%	95%	86%	84%
23時	95%	92%	95%	92%	86%	74%	78%

	8月12日 月曜日	8月13日 火曜日	8月14日 水曜日	8月15日 木曜日	8月16日 金曜日	8月17日 土曜日	8月18日 日曜日
0時	85%	92%	86%	89%	77%	98%	84%
1時	83%	96%	91%	92%	63%	96%	85%
2時	76%	90%	85%	91%	49%	92%	89%
3時	67%	85%	83%	78%	68%	90%	90%
4時	83%	81%	73%	80%	59%	86%	71%
5時	80%	85%	83%	95%	63%	88%	81%
6時	93%	94%	91%	94%	83%	92%	88%
7時	97%	97%	95%	97%	86%	97%	98%
8時	95%	95%	97%	97%	95%	99%	99%
9時	96%	95%	98%	96%	98%	97%	99%
10時	96%	91%	97%	94%	97%	96%	97%
11時	95%	95%	97%	95%	97%	98%	98%
12時	94%	95%	88%	96%	97%	93%	97%
13時	96%	97%	80%	95%	98%	95%	96%
14時	97%	94%	95%	96%	100%	96%	95%
15時	98%	93%	95%	92%	98%	94%	93%
16時	95%	93%	96%	86%	98%	86%	94%
17時	94%	93%	95%	90%	96%	78%	88%
18時	93%	94%	96%	85%	98%	76%	90%
19時	94%	92%	90%	87%	95%	76%	85%
20時	93%	93%	92%	81%	93%	80%	83%
21時	95%	92%	93%	89%	94%	69%	91%
22時	98%	93%	90%	79%	97%	86%	95%
23時	95%	90%	95%	81%	94%	86%	93%

- ・ 8/14 (水) 15:00~16:00で雨を記録
- ・ 8/16 (金) 3:00~22:00で雨を記録

(参考2-②)マッチング率(千葉交通圏)

千葉交通圏

【日本版ライドシェア開始前】

	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日	土曜日	日曜日
0時	91%	94%	96%	95%	94%	78%	81%
1時	97%	96%	94%	97%	97%	59%	80%
2時	93%	95%	96%	97%	96%	75%	93%
3時	92%	94%	96%	96%	95%	93%	94%
4時	96%	95%	96%	95%	89%	97%	93%
5時	96%	96%	98%	95%	94%	96%	87%
6時	96%	96%	98%	97%	95%	96%	96%
7時	98%	95%	97%	98%	96%	98%	97%
8時	96%	93%	96%	96%	96%	98%	96%
9時	98%	97%	98%	98%	98%	98%	96%
10時	98%	99%	98%	98%	98%	98%	96%
11時	98%	99%	98%	98%	98%	98%	95%
12時	98%	97%	98%	98%	97%	99%	97%
13時	98%	98%	97%	98%	98%	99%	95%
14時	97%	98%	98%	98%	99%	98%	95%
15時	97%	97%	98%	98%	97%	98%	94%
16時	97%	97%	97%	96%	96%	95%	93%
17時	95%	95%	96%	95%	94%	94%	90%
18時	96%	96%	97%	96%	92%	91%	92%
19時	97%	98%	98%	98%	96%	95%	93%
20時	97%	97%	97%	98%	97%	95%	91%
21時	98%	97%	97%	97%	96%	93%	91%
22時	97%	98%	96%	97%	98%	94%	93%
23時	96%	97%	96%	96%	94%	91%	91%

【日本版ライドシェア開始後】

	8月12日 月曜日	8月13日 火曜日	8月14日 水曜日	8月15日 木曜日	8月16日 金曜日	8月17日 土曜日	8月18日 日曜日
0時	94%	98%	96%	98%	95%	98%	96%
1時	93%	97%	95%	100%	100%	88%	98%
2時	99%	98%	97%	98%	93%	50%	100%
3時	97%	100%	100%	100%	100%	43%	95%
4時	93%	97%	97%	92%	91%	25%	97%
5時	94%	97%	98%	90%	87%	72%	79%
6時	96%	98%	100%	93%	97%	98%	99%
7時	99%	94%	99%	97%	97%	99%	95%
8時	99%	97%	99%	97%	98%	99%	97%
9時	95%	95%	97%	99%	100%	98%	96%
10時	99%	96%	99%	98%	97%	99%	98%
11時	98%	98%	99%	96%	97%	96%	100%
12時	96%	96%	95%	98%	95%	98%	99%
13時	99%	97%	98%	97%	96%	96%	96%
14時	97%	97%	96%	96%	96%	97%	95%
15時	98%	97%	97%	98%	96%	96%	97%
16時	90%	88%	97%	93%	98%	95%	95%
17時	95%	90%	95%	93%	95%	97%	92%
18時	90%	88%	90%	89%	90%	95%	96%
19時	92%	95%	95%	86%	84%	93%	91%
20時	67%	96%	95%	85%	98%	89%	82%
21時	65%	95%	92%	83%	97%	56%	55%
22時	99%	91%	99%	93%	98%	75%	74%
23時	99%	93%	99%	90%	95%	96%	96%

・8/16 (金) 2:00~8/17 (土) 1:00で雨を記録

(参考2-③)マッチング率(特別区・武三交通圏)

特別区・武三交通圏

【日本版ライドシェア開始前】

【日本版ライドシェア開始後】

	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日	土曜日	日曜日
0時	98%	98%	98%	98%	96%	89%	95%
1時	98%	98%	98%	97%	87%	67%	96%
2時	98%	99%	98%	99%	93%	66%	97%
3時	98%	98%	98%	98%	97%	70%	97%
4時	97%	98%	98%	98%	98%	87%	96%
5時	97%	97%	97%	98%	96%	95%	92%
6時	97%	97%	97%	98%	94%	97%	93%
7時	88%	91%	94%	94%	91%	98%	96%
8時	78%	81%	84%	85%	79%	98%	97%
9時	85%	85%	90%	88%	85%	97%	95%
10時	95%	95%	96%	95%	92%	95%	93%
11時	97%	97%	97%	97%	93%	94%	89%
12時	97%	97%	97%	96%	95%	93%	88%
13時	97%	98%	97%	97%	97%	94%	91%
14時	98%	98%	98%	98%	97%	96%	94%
15時	98%	98%	98%	98%	97%	96%	95%
16時	98%	97%	98%	97%	96%	92%	95%
17時	95%	93%	94%	92%	87%	85%	92%
18時	94%	94%	93%	92%	85%	90%	95%
19時	97%	97%	97%	97%	95%	93%	95%
20時	98%	98%	98%	98%	97%	95%	95%
21時	98%	98%	98%	98%	97%	96%	96%
22時	98%	98%	98%	98%	98%	97%	97%
23時	98%	98%	98%	98%	97%	97%	98%

	8月12日 月曜日	8月13日 火曜日	8月14日 水曜日	8月15日 木曜日	8月16日 金曜日	8月17日 土曜日	8月18日 日曜日
0時	96%	96%	97%	98%	97%	98%	97%
1時	97%	97%	98%	97%	98%	98%	98%
2時	97%	97%	98%	97%	98%	98%	98%
3時	98%	94%	97%	97%	97%	97%	97%
4時	96%	96%	96%	96%	95%	96%	96%
5時	97%	96%	95%	96%	94%	97%	96%
6時	97%	98%	97%	98%	89%	99%	98%
7時	98%	98%	98%	98%	92%	99%	99%
8時	98%	98%	99%	98%	98%	99%	99%
9時	98%	98%	98%	98%	98%	99%	99%
10時	97%	97%	98%	98%	97%	98%	98%
11時	95%	97%	93%	98%	94%	98%	96%
12時	96%	97%	93%	98%	98%	98%	94%
13時	96%	98%	98%	97%	99%	98%	97%
14時	97%	98%	98%	97%	98%	98%	98%
15時	94%	98%	97%	97%	98%	98%	98%
16時	90%	97%	97%	97%	98%	95%	96%
17時	90%	96%	96%	96%	97%	94%	96%
18時	94%	96%	96%	97%	97%	94%	97%
19時	94%	97%	97%	97%	98%	96%	97%
20時	86%	97%	96%	94%	96%	95%	94%
21時	92%	95%	96%	96%	97%	95%	98%
22時	96%	97%	98%	98%	98%	97%	99%
23時	96%	97%	98%	98%	98%	98%	98%

・8/16(金) 3:00~23:00で雨を記録

(参考2-④)マッチング率(京浜交通圏)

京浜交通圏

【日本版ライドシェア開始前】

【日本版ライドシェア開始後】

	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日	土曜日	日曜日
0時	95%	93%	93%	92%	88%	74%	75%
1時	96%	96%	95%	95%	90%	68%	76%
2時	97%	97%	96%	97%	97%	80%	84%
3時	96%	96%	95%	96%	96%	91%	85%
4時	95%	95%	97%	97%	93%	95%	85%
5時	94%	94%	95%	96%	92%	93%	83%
6時	96%	95%	96%	97%	95%	96%	92%
7時	95%	92%	95%	95%	95%	97%	96%
8時	94%	91%	96%	95%	95%	98%	96%
9時	97%	96%	98%	98%	97%	98%	97%
10時	98%	98%	98%	98%	97%	97%	96%
11時	98%	98%	98%	98%	97%	96%	95%
12時	98%	98%	98%	98%	97%	96%	94%
13時	98%	98%	98%	98%	98%	96%	95%
14時	97%	98%	98%	97%	98%	96%	95%
15時	97%	97%	97%	97%	97%	94%	93%
16時	95%	95%	96%	95%	94%	90%	89%
17時	91%	91%	91%	90%	87%	82%	86%
18時	93%	93%	92%	92%	88%	83%	91%
19時	96%	95%	95%	95%	94%	89%	93%
20時	97%	96%	96%	96%	96%	93%	93%
21時	97%	97%	96%	97%	96%	93%	94%
22時	97%	97%	98%	97%	97%	94%	96%
23時	97%	97%	97%	96%	94%	90%	95%

	8月12日 月曜日	8月13日 火曜日	8月14日 水曜日	8月15日 木曜日	8月16日 金曜日	8月17日 土曜日	8月18日 日曜日
0時	96%	98%	97%	98%	97%	98%	96%
1時	98%	99%	98%	96%	96%	98%	98%
2時	97%	98%	97%	99%	96%	97%	97%
3時	96%	91%	97%	98%	94%	96%	97%
4時	94%	94%	97%	93%	91%	96%	93%
5時	95%	96%	93%	89%	90%	94%	94%
6時	96%	96%	96%	97%	94%	98%	96%
7時	95%	98%	98%	98%	97%	98%	99%
8時	98%	98%	98%	98%	97%	99%	99%
9時	98%	98%	98%	98%	98%	99%	99%
10時	97%	97%	98%	98%	99%	97%	97%
11時	97%	97%	98%	97%	97%	98%	97%
12時	98%	97%	98%	97%	99%	98%	96%
13時	97%	97%	98%	98%	99%	96%	98%
14時	97%	98%	98%	97%	99%	97%	97%
15時	95%	97%	97%	96%	99%	98%	97%
16時	94%	96%	96%	95%	98%	95%	96%
17時	93%	95%	95%	93%	97%	92%	96%
18時	95%	97%	96%	94%	97%	91%	97%
19時	94%	98%	95%	95%	98%	95%	95%
20時	95%	95%	97%	95%	97%	95%	96%
21時	97%	96%	97%	97%	98%	93%	97%
22時	98%	98%	98%	98%	98%	97%	98%
23時	98%	98%	99%	98%	98%	97%	98%

・8/16 (金) 1:00~22:00で雨を記録

北海道弟子屈町

- 町内の9つの交通空白地から市街地までは、タクシーを利用すると運賃が高額となり、住民が利用しにくい状況。
- 解決策として公共ライドシェアの導入に向けた準備を開始予定。
- 当該地域住民のニーズを把握し、実証運行に向けた調整を行う。



北海道網走市

- 市内にタクシー会社が2社あるが、郊外から市街地まで利用すると長時間・高額な運賃が必要となり、郊外部の住民が利用しにくい状況。
- 解決策として乗合タクシーの本格導入を予定。
- 郊外と市街地（病院・スーパー）を結ぶサービスの内容を検討、調整。

秋田県鹿角市

- 市街地から離れた十和田八幡平国立公園やその周辺観光地へのアクセス確保が課題。
- 観光関係団体を母体とするNPO法人が主体となり、鉄道駅までの路線バスと接続したうえで、バス停と観光地を結ぶ路線での、完全予約型の公共ライドシェアを8月に運行開始。



福島県南会津町

- 診療所の閉院により、病院周辺地区への移動手段の確保が課題（町で暫定的に通院者向けの無償バスを運行中）。
- 地域の交通事業者も人手不足を背景に対応が難しく、公共ライドシェアの導入決定（10月運行開始予定）。



青森交通圏

(青森市・蓬田村・平内町)

- 夏祭り期間や積雪日等における移動手段の確保に問題意識。
- 地域のタクシー会社で、7月26日より青森県初の「日本版ライドシェア」の運行開始（金・土曜日の夕方から早朝にかけて運行中）。



群馬県榛東村

- タクシー助成を実施しているが、村内には福祉タクシー事業者のみ。路線バスはあるが本数が少ない。
- 隣接地域のタクシー事業者が、村役場にタクシー乗り場を設置し、**隣接地域のタクシー事業者のタクシー1台の常駐開始**（8/21～試行開始）。
- 加えて、村が7/31に「公共交通対策等検討委員会」を立ち上げ、**2号・3号を含めた今後の地域公共交通の検討を実施**。



群馬県桐生市

- 市内にはタクシー会社は3社あるが、タクシー運転手不足は深刻で、24時以降の営業はしていない。平日の利用も多いが、早朝、日中の時間帯も台数が減少。
- このため、**市から、日本版ライドシェアを全ての曜日で導入したい申し出**（8/19。管内初の自治体手上げ）。
- 年内の**運行開始に向けて、事業者と調整を行う**。

長野県駒ヶ根市

- 観光需要や夜間時間への対応に課題感。
- タクシーを補完するものとして**公共ライドシェアの実証実験を実施する予定**（年度内メド）。
- 地域公共交通協議会での協議に向けて、事業者等と調整を行う。

長野県諏訪市

- 週末の夜間において時間帯空白が生じており課題認識。
- 自治体申し出による**日本版ライドシェアを実施する予定**。
- 具体的な不足時間・台数などの精査に向けて、事業者と調整を行う。

京都府亀岡市

- 市内郊外部で、自治会等によるボランティアの運送（許可・登録を要しない運送）を実施中。
- 今後、より持続性の高い**公共ライドシェアへの移行**について、検討開始。

大阪府藤井寺市

- 公共施設を巡回する無料バスを運行しているが、利用状況から費用対効果が低いことが課題。
- 路線バスのない地区において、**乗合タクシー等の導入**を検討。地域公共交通会議での議論に向けて、調整を行う。

愛知県岡崎市

- 既存交通とコミュニティバス等が連携し市域全体をカバーしているが、人口減少等により、「将来に亘って持続可能な移動手段の確保」が必要。

- 「共助」×「共創」による持続可能な移動手段の確保に向けて、額田地区等の地縁団体による公共ライドシェア導入について、フィージビリティ調査を実施予定。



岡崎市・額田地区

- 近々、関係者間で近隣事例の視察を計画中。

愛知県西尾市

- 一色地区で運行中のコミュニティバスの利用状況が芳しくなく、地域の移動手段として機能していないため、費用対効果が低い。

- そのため当該コミュニティバスから相乗りタクシーへ転換。

- 地域公共交通会議での協議に向けて調整中。

広島県東広島市

- JR西条駅に発着する路線バスをはじめとして、バスの減便や最終便の繰り上げにより利便性が悪化するなど、移動の足の確保が重要な課題。

- タクシー事業者の申出により、タクシーが不足する時間帯に日本版ライドシェアを導入し、今年秋頃に運行開始予定。



日本版ライドシェア活用予定車両

岡山県和気町

- 木倉地区などの町営バスのバス停から離れているエリアにおいて、バスの利用が困難な住民の存在が課題。

- 当該エリアの住民を対象に、予約型乗合タクシーを今年秋頃に運行開始予定。



乗合タクシー活用予定車両

香川県高松市

- 「共創・MaaS 実証プロジェクト」を活用し、タクシーの需要や供給を計る仕組みとして、配車システム及び配車アプリの導入を検討。



- 配車アプリの導入に合わせて 日本版ライドシェアが開始できるよう、申出予定。

徳島県牟岐町

- 町内にタクシーが3台のため、対応が難しい地区が存在。

- 令和8年度に町役場の移転を予定しており、新庁舎から距離がある東部において、公共ライドシェアを実施予定。



鹿児島県伊佐市

- 市内にタクシー会社が2社あるが、乗合タクシーの運行時間帯（特に平日午前中）など、時間帯によりタクシー不足。
- 市内にて 日本版ライドシェアを導入予定（市から鹿児島運輸支局に対し、本年8月に日本版ライドシェア実施を申出）



熊本県天草市

- 市内新和地域では、定時定路線型のコミュニティバスについて、バス停までの移動困難、便数が少ない等の声あり。
- また、当該地域内にはタクシー営業所がなく、ドアツードアの移動手段の確保が課題。
- 定時定路線型の コミュニティバスからAIオンデマンド型乗合タクシーへの移行を予定（12月に実証予定）。



沖縄県石垣市

- クルーズ船入港時、夕方から夜間の時間帯に交通空白が生じている。
- 日本版ライドシェアを金、土曜の午後4時から翌朝5時台までの時間帯に運行。
- 8/16から許可事業者の一部で運行開始。

